

2020年10月

- 3日 上野連合自治会役員会
- 12日 文教常任委員会 傍聴 ※
- 13日 建設環境常任委員会 傍聴 ※
- 14日 議会運営委員会 傍聴 ※
- 18日 上野連合自治会定例会
- 20日 市民福祉常任委員会 傍聴 ※
- 21日 議会運営委員会 傍聴 ※
10月臨時会 本会議 ※
大阪府都市競艇企業団議会 全員協議会 ※
- 23日 総務常任委員会(神原在籍) ※
- 24日 さくらづか保育園運動会
- 30日 大阪府都市競艇企業団議会 定例会 ※



- 17日 南部地域活性化調査特別委員会 傍聴 ※
- 18日 熊野田小学校授業参観
- 20日 議会運営委員会 傍聴 ※
大阪府都市競艇企業団議会 定例会 ※
- 24日 会派会議
- 27日 会派会議
- 29日 市民環境展・庄内こども食堂パル
- 30日 議会運営委員会 傍聴 ※
12月定例会 本会議 ※



2020年12月

2020年11月

- 5日 空港問題調査特別委員会 傍聴 ※
人権教育をすすめる市民の集い
- 7日 イレブンフェスタ
- 8日 七五三詣り
- 9日 大阪府都市競艇企業団議会 業務委員会決算審査 ※
- 13日 豊中市私立幼稚園連合会
私立幼稚園PTA 連合会懇談会
- 14日 地域子ども会資源ごみ回収
- 15日 上野地域連絡会防災訓練
- 16日 子ども財団要望・陳情・意見交換
大阪府都市競艇企業団議会 全員協議会 ※



- 3日 市民福祉常任委員会 傍聴 ※
- 4日 文教常任委員会 傍聴 ※
第5回豊中市議会新型コロナウイルス感染症
対策支援本部会議 傍聴 ※
- 5日 地域で子育てを考える学習会「児童虐待から考える」
上野連合自治会役員会
- 6日 オンライン議員交流会
- 7日 建設環境常任委員会 傍聴
- 9日 総務常任委員会(神原在籍) ※
- 10日 会派会議
- 17日 議会運営委員会 傍聴 ※
- 18日 12月定例会 本会議 ※
- 21日 12月定例会 本会議(神原個人質問) ※
- 22日 議会運営委員会 傍聴 ※
12月定例会 本会議 ※



収支報告

2020年10月～12月分

神原事務所 2020年10月～12月分

収入		収入	
議員報酬等(注1)	¥1,959,750	前月繰越残高	¥1,971,997
期末手当(注2)	¥1,610,677	神原宏一郎議員報酬より	¥900,000
合計	¥3,570,427	その他(注4)	¥0
支出		合計(1)	¥2,871,997
所得税	¥476,443	支出	
議員団費	¥9,048	家屋費(イベント会場含)	¥224,886
事務所費用へ	¥900,000	光熱費	¥15,791
供託金(注3)	¥268,446	通信費	¥19,088
住民税・社会保険料	¥464,520	印刷費	¥30,504
生活費	¥1,451,970	備品費	¥0
合計	¥3,570,427	消耗品費	¥8,142
		交通費	¥0
		人件費	¥465,000
		その他(注5)	¥30,110
		合計(2)	¥793,521
		次月繰越 (1) - (2)	¥2,078,476

- (注1) 大阪府都市競艇企業団議会含
- (注2) 603,250×2.225×1.2
- (注3) 役職加算分
- (注4) イベント参加費・カンパ
- (注5) 勉強会参加費など

インフォメーション

毎回、議会後に開催させて頂いております「明日への架け橋(市政報告会)」ですが、新型コロナウイルス(COVID19)への感染症対策が困難の為、残念ではありますが、今回も見送らせて頂くことに致しました。ご一読頂き、皆さまからの、ご意見・ご感想を、是非お聞かせください。
✉メールアドレス
young_spiritjp@yahoo.co.jp



発行元 無所属・議会改革(神原所属会派)

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 ☎6858-2525(代表)

神原宏一郎事務所(前向きひろば)

〒560-0021 豊中市本町 3-1-20 エルビル 2階
TEL & FAX: 6854-5664

平日(土・祝日は除く)の10時から17時はスタッフがおります。

young_spiritjp@yahoo.co.jp

http://positive-square.sakura.ne.jp/

※この通信物は、政務活動費を使用し発行しています。



豊中の未来を描こう!!

かんばらこういちろう

神原宏一郎の
つながり通信

～生活・社会そして人・・・すべては政治とつながっている～

発行2021年 冬号

VOL.171

今年も
よろしく
お願い致します。

豊中市議会議員

無所属



関心・期待感・信頼感を抱く政治へ

12月定例会・個人質問と答弁

①学校給食について

Q. 中学校給食を全員給食に見直すことに至った理由は?また、これまで実施してきた自宅から持参する弁当とデリバリー給食の選択制という手法に対する教育委員会の評価や見解は?

A. 給食を選択しない場合、成長期にある中学生の栄養を十分に確保することが難しい生徒がいること、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進が図りにくいなどのため。選択制での中学校給食実施に至った判断は、中学生という心身ともに個人差が大きくなる時期における食事量の調節や、アレルギーへの対応が可能な家庭弁当と、栄養バランスに配慮された学校給食双方の利点が活かせることなどがあるため。生徒が家庭弁当とデリバリー給食について考え、生徒自らの体験を通じて理解し、選択することにより、食に関する意識の向上を高めることができたこと、一定評価している。

★意見★

給食を選択しない場合、成長期にある中学生の栄養を十分に確保することが難しい生徒がいることや学校給食を生きた教材として活用した食育の推進が図りにくいなどの課題があり、全員給食にするとのこと。それらの課題を全員給食にすることで、どれだけ改善、解決できるのか、事業実施後も注視し、効果検証をすべき。

②教育を取り巻く環境の複雑化・多様化への対応について

Q. 平日、土日問わず、教育委員会の長時間勤務が気になるが、組織として、もしくは特定の個人や役職者の職場拘束時間がかなり長くなっていることはないのか。そのことが事実であれば、その要因は?

A. コロナの影響により学校における感染予防対策や学びを保障するための学校支援など多岐に渡る事務が発生し、時間外勤務が増加しており特定の職員に集中している場面も見られる。管理職についてはコロナ対応に加え、ICT技術の導入など目まぐるしく変化する学校運営や多様化する価値観の中での保護者等への対応等が大きいと考えている。

★意見・要望★

コロナの影響による事務量の増加、特定の職員への業務の集中があることは理解できるが、コロナ前から慢性的に業務過多、業務集中が起きている課や職員は存在していた。現在の部、課、係等の組織機構は最適なのかをもう一度、検証、検討し、職員数、職員配置、職責及び業務分担の最適化を図って欲しい。

③起立性調節障害について

Q. 起立性調節障害は、起立時にめまいや動悸、失神などが起きる自立神経の病気で、小学校高学年から中学校の思春期の子どもに多く、中等症や重症の場合、朝、起きられないことから不登校につながるとも言われている。起立性調節障害に対する認識、見解は?

A. 教育委員会は、起立性調節障害は「病気」と認識している。児童生徒課では、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する月ごとの調査」を実施、小中学校における長期欠席者の状況把握を行っているが、起立性調節障害の診断を受けた児童生徒の欠席理由は「不登校」ではなく「病気」として把握するよう学校に指導している。

★意見・要望★

朝、学校に登校できない子どもたちの中には、この病気が要因のケースもあるという認識の共有が教育委員会、学校現場や保護者、そして社会全体に深まるよう周知、啓発に努めてほしい。

福 12月定例会・個人質問と答弁 福

①学校給食について

～全員給食への期待と不安；食育は進むのか、食べ残しは減るのか？～

Q. 現在の中学校での選択制デリバリー方式の課題として、給食を選択しない場合に、成長期にある中学生の栄養を十分に確保することが難しい生徒がいることや、食育の推進を図ることが難しいことを挙げているが、教育委員会の考える食育とは具体的にどのようなことか？

A. 食事の重要性や食事の喜び、楽しさを理解することをはじめ、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養やバランスの取れた食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身につけること、また、食べ物を大事にし、食料の生産などに関わる人々へ感謝する心をはぐくむことなどを目指して取り組んでいる。

Q. 小学校における給食の食べ残しの量は、主食、副食それぞれ年間でどれくらいなのか？

また、中学校給食において、デリバリー給食を選択した生徒の食べ残しの量は？

A. 小学校給食の食べ残し

中学校給食の食べ残し

	平成30年度	令和元年度		平成30年度	令和元年度
パン	約18.2t 約242000食分	約16.3t 約217000食分	主食	約453kg 約2000食分	約696kg 約3100食分
米飯	約61.8t 約386000食分	約67.2t 約420000食分	副食	約774kg 約3900食分	約1115kg 約5700食分
副食	約152t 約609000食分	約157t 約627000食分	<small>※平成30年9月から生徒数の多い学校をモデル校として2校での計量のため参考値 ※平成30年は7か月間、令和元年は10か月間の食べ残しの計量</small>		

Q. 中学校給食を選択制から全員給食にした場合、生徒一人当たりの食べ残しの量は減るのか？また、選択制と比べて全員給食にすると、食べ残しの総量は大幅に増加することが想定されるが、見解は？

A. 選択制の給食は、献立内容で選ぶ生徒もいることから、自発的に食べようとする生徒の食べ残しになっていると考えられるが、全員給食は、自我の芽生えた生徒による好みの違いも多くなり、食べ残しは増えると想定される。食べ残しが増えることは残念だが、全員で給食を食べることで、給食の献立について意見を交わしたり、食べ残しについてみんなで考える給食時間になることを期待する。

Q. 家庭科などで、食品ロスやバランスの取れた食事について、どのような授業が行われているのか？

その授業に対し、給食の食べ残しについて、どのように考えているのか？

A. 環境問題として無駄に廃棄されている食品の現状等について学び、自分たちで実践できる取組みを考え、食品ロス削減の意識を高める授業を行っている。また、調理実習を通じて調理くずを少なくすることや、バランスの取れた食事についての学びを深めている。食べ残しは、体調や味付け、量等、様々な理由が考えられるが、自分の健康な体づくりのために給食を食べるという意識を持って欲しいと考えている。

★意見・要望★

教育委員会は中学校給食を全員給食にすることで食べ残しは増える想定しながら、具体的に食べ残しを減らし、十分な栄養を生徒たちが摂取するような方策を持ち合わせているようには全く感じられない。食育は、学校だけで培われるものではなく、各家庭に理解や協力、実践してもらえようように、子どもたちが日々、どのような食生活を、どれくらい食べているのか、学校と家庭がもっと情報を共有する必要がある。その思いから生徒一人一台配備されるタブレットの活用も提案したが、今のところ全く考えておられず残念。全員給食の実施で食べ残しという大きな課題の改善どころか、悪化させる一方、市としては、保護者からの全員給食を早く実施して欲しいとの意見や要望を受けることが無くなり、保護者も毎日、お弁当を作る手間が無くなり、誰も食べ残しや食品ロスという大きな課題に向き合うことが無くなっていくことをとても危惧する。ぜひ、全員給食導入後、生徒たちが給食で十分な栄養を確保しているか、食べ物を大事にし、食料の生産などに関わる人々へ感謝する心をはぐくむなど食育が推進されているか、食べ残しの量の計測を続け、事業効果を検証するとともに、学校給食の食べ残し、食品ロスの削減、抑制に尽力して欲しい。

②教育を取り巻く環境の複雑化・多様化への対応について

～慢性的な長時間勤務の要因分析と組織体制・人員配置の最適化を!!～

Q. 教育を取り巻く環境が複雑化・多様化する状況の中で、様々な課題対応に法律的な視点を必要とすることが増えているようだが、法律的な視点を必要とする課題とはどのような課題なのか？

A. 法律的な視点が求められる事例として、学校現場も含め、複雑・多様化した社会において不当要求に類するものへの対応や家庭に問題を抱え支援を必要としている子どもへの対応、教員の働き方改革の推進に伴う労働環境への対応などが挙げられる。

Q. 法律的な視点が求められる対応件数は年間でどれくらいあるのか？また、教育委員会に弁護士資格を有する職員の配置を検討しているが、そういったトラブルやクレーム対応、課題や支援への対応、争訟対応等で過度な負担や職場拘束を強いられてきた教育委員会の職員の負担等は解消されると見込んでいるのか？

A. 法律相談に至る事案が年間で30から40件。加えて、審査請求や措置要求への対応が、過去5年間で、市全体で7件あり、そのうち5件が教育委員会だった。弁護士資格を有する方を採用することにより、考え方や対応の手法を身近で学ぶことができ、職員のスキルアップと共に負担も軽減されると考えている。

★意見・要望★

教育を取り巻く環境の複雑化、保護者、教職員の価値観の多様化などにより、非常に難しい判断や対応に迫られるケースが増え、またその難解度も上がり、その上、結果やスピード感も求められる。一方で、行財政改革のもと、教育委員会の部や課の数も、職員の数も減る中、個々の職員がどのような意識と能力を持つべきなのか、どのような人員配置や業務分担が望ましいのか再検証し、組織体制や人員配置の最適化を図った上で、必要とあれば、人員の増員や、弁護士だけでなく、各種専門家の採用等も考えるべき。

③起立性調節障害について

～家族や周囲の理解、サポートが不可欠～

Q. 起立性調節障害は、治療によって治るものと考えているのか？起立性調節障害の子どもたちには、教職員や保護者、周囲の人、関係機関がどのような対応や支援が必要と考えているのか？

A. 起立性調節障害として現在報告があるのは20人だが、一口に「起立性調節障害」と言っても症状の出方は一人ひとり違うと考えている。医師への受診・治療により症状が改善する事例があることから、医療との連携が大切であると認識している。診断を受けた児童生徒については、保護者や保護者了承のもと主治医等と連携して本人の状況に寄り添って支援していくこと、さらに、診断名がなくても本人や保護者とのつながりを大切に、本人を主体に周りの大人が協力者となって支援していくことを伝えている。

Q. 適切な治療や生活習慣の改善に取り組むと共に、保護者や周囲の人が、起立性調整障害への理解を深めることが重要と言われているが、起立性調節障害に対する認識や理解を深める取り組みは？

A. 教職員の認識を深めるため、起立性調節障害をはじめ医療連携の必要な事例について、精神科医や臨床心理士などの専門家を講師に招いて不登校支援研修を実施し、各校においても必要に応じて校内研修を実施している。

★意見・要望★

起立性調節障害は、本人の意思表示が可能であり、周囲がきっちりとその思いを受け止め、理解、協力、支援していくことによって、解決の糸口をつかめる可能性が高まると考える。逆に、その思いに寄り添い、理解を示さなければ、二次被害や症状を悪化させる可能性もあると思う。そのことを十分に踏まえ、保護者や教職員をはじめ社会的な認知度や理解度の向上に努めて欲しい。加えて、教職員の方々には、起立性調節障害だけでなく、発達障害、愛着障害などなど複雑、多様な課題を抱えた子どもたちの症状に対し、適切な判断、対応が求められており、それらを全て現場の先生方に任せることは酷だと思います。教職員の方々、医療をはじめ専門的知識を有する方々の助言や相談を気軽にかつ簡易に受けられる仕組み作りを検討して欲しい。

神原宏一郎の個人質問の全容はホームページをご覧ください。

<http://positive-square.sakura.ne.jp/>

皆さまのご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

メールアドレス：young_spiritjp@yahoo.co.jp

